

○内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項（同条第五項又は犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二項（犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項、第六条第一項及び第二項、第十九条並びに第二十条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第五条、第七条第一項、第十三条第二項及び第十六条第一項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第五十六号）第六条第二項、第七条第二項、第九条第二項及び第十条第二項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

総務大臣 川端 達夫

法務大臣 小川 敏夫

財務大臣 安住 淳

厚生労働大臣 小宮山洋子

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣 枝野 幸男

国土交通大臣 前田 武志

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令

(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「規則」を「命令」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同条第一号中「第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項」を「別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項」に改め、同条を第二十八条とする。

第十九条第一項中「第十七条第五項」を「第十八条第五項」に、「第十七条第四項」を「第十八条第四項」に改め、同条第三項中「次に」を「次の各号に」に改め、同条を第二十七条とする。

第十八条第一項中「第十四条第一項又は第十七条第三項」を「第十五条第一項又は第十八条第三項」に、「以下」を「次項において」に改め、同項ただし書中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第二号中「第十九号」を「第二十号」に改め、同条第二項中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十七条第一項中「法第十条第一項」を「法第九条第一項」に、「応じて」を「応じ、」に改め、同項第一号口中「第十条第一項第九号」を「第十七条第一項第十号」に改め、同条第二項中「第十条第三項」を「第九条第三項」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(特定金融機関の体制の整備)

第二十五条 特定金融機関は、外国所在為替取引業者との間で委託契約又は受託契約を締結して為替取引を行う場合には、当該外国所在為替取引業者が行う犯罪による収益の移転を防止するための体制の整備の状況並びに当該外国所在為替取引業者の営業の実態及び法に相当する外国の法令を執行する外国の当局が当該外国所在為替取引業者に対して行う監督の実態について情報を収集し、かつ、これらの評価を行う体制の整備、当該契約の締結に係る審査の手順を定めた社内規則の整備その他の必要な体制の整備に努めなければならない。

第十六条中「第十五条」を「第十七条」に改め、同条を第二十三条とする。

第十五条第一項中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「フレキシブルディスク及び」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び」に、「フレキシブルディスク提出票」を「電磁的記録媒体提出票」に改め、同条を第二十二条とする。

第十四条第一号中「本人確認記録」を「確認記録」に改め、同条第五号中「第十三条第一項」を「第十五条第一項第一号」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「行うのが」を「行う取引又は特定受任行為の代理等が」に、「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改め、同条第六号中「特定事業

者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第二十八号の二に掲げる特定事業者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を「特定金融機関」に、「係る特定事業者」を「係る特定金融機関」に、「他の特定事業者」を「他の特定金融機関」に、「応じて」を「応じ、」に改め、同号イ中「本人確認記録」を「確認記録」に、「を特定して氏名」を「及び氏名」に、「を特定すること」を「に関する事項を特定すること。」に改め、同条第七号イ中「特定事業者」を「特定金融機関」に、「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同号ロ中「特定事業者」を「特定金融機関」に、「第十条」を「第九条」に改め、同号ハ中「特定事業者」を「特定金融機関」に、「第十条第三項」を「第九条第三項」に改め、同条を第二十一条とし、第十三条を第二十条とする。

第十二条第一項中「第十三条第一項第四号」を「第十五条第一項第四号」に、「ものは」を「取引は」に改め、同項第四号中「第二条第二項第三十七号」を「第二条第二項第四十号」に改め、同項第五号中「第二条第二項第三十八号」を「第二条第二項第四十一号」に改め、同条第二項中「第十三条第二項第二号」を「第十五条第二項第二号」に、「もの」を「特定受任行為の代理等」に改め、「（法第四条第一項の表に規定する特定受任行為の代理等をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第十九条とする。

第十一条の見出しを「（確認記録の保存期間の起算日）」に改め、同条第一項中「本人確認済み取引」を「取引時確認済みの取引」に改め、同条第二項中「次に掲げる本人確認記録」を「次の各号に掲げる確認記録」に、「取引の区分に応じて」を「特定取引等の区分に応じ、」に改め、同項第一号中「第八条第一項第一号イ」を「第七条第一項第一号イ」に、「媒介又は代理を除く」を「代理又は媒介を除く」に、「同項第二号イ、第三号イ、第五号イ若しくは第六号イに掲げる取引又は令第十条第一号に掲げる取引」を「同項第二号、第三号、第五号若しくは第六号に定める取引又は令第九条に規定する取引」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる取引以外の取引 当該取引が行われた日

第十一条第三項中「本人確認済み取引」を「取引時確認済みの取引」に、「令第八条第一項各号に定める取引又は令第十条第一号に掲げる取引であって本人確認済みの顧客等との取引に該当する」を「法第四条第三項の規定により同条第一項の規定を適用しないこととされる」に、「本人確認記録を作成した取引」を「確認記録を作成した特定取引等」に、「本人確認済みの顧客等との取引」を「取引時確認済みの顧客等との特定取引等」に改め、同条を第十八条とする。

第十条の見出し中「本人確認記録」を「確認記録」に改め、同条第一項第一号中「本人確認」を「取引時確認」に改め、同項第二号中「本人確認記録」を「確認記録」に改め、同項第三号中「本人確認の」を「顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認の」に改め、「とき」の下に「（第十三条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類の提示を受けたときを除く。）」を加え、「本人確認記録」を「確認記録」に改め、同項第四号中「本人確認の」を「顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認の」に改め、「とき」の下に「（第十三条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類又はその写しの送付を受けたときを除く。）」を加え、同項第五号中「第三条第一項第一号口から二まで」を「第五条第一項第一号口から二まで（これらの規定を第十一条第一項において準用する場合を含む。）」に、「本人確認」を「顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認」に改め、同項第六号中「第三条第五項」を「第五条第四項又は第十一条第三項」に、「本人確認」を「顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認」に、「同項」を「当該各項」に改め、同項第十七号中「第五条第二項」を「第七条第二項」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第十六号中「（法第七条第三項に規定する取引記録等をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同項第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 法第四条第二項第一号に掲げる取引に際して確認を行ったときは、関連取引時確認に係る確認記録を検索するための当該関連取引時確認を行った日付その他の事項

第十条第一項中第十五号を第二十一号とし、第十四号を削り、同項第十三号中「及び当該代表者等」を「、当該代表者等」に改め、「関係」の下に「及び当該代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められた理由」を加え、同号を同項第十五号とし、同号の次に次の五号を加える。

十六 顧客等（国等（人格のない社団又は財団を除く。）を除く。次号において同じ。）が取引を行う目的

十七 顧客等の職業又は事業の内容並びに顧客等が法人である場合にあつては、事業の内容の確認を行った方法及び書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項

十八 顧客等（国等を除く。）が法人であるときは、実質的支配者の有無並びにその確認を行った方法及び書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項

十九 実質的支配者があるときは、当該実質的支配者の本人特定事項並びにその確認を行った方法及び本人確認書類及び補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類及び補完書類を特定するに

足りる事項

二十 資産及び収入の状況の確認を行ったときは、当該確認を行った方法及び書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項

第十条第一項第十二号中「（みなし顧客等を除く。）」を削り、「本人特定事項」の下に「（顧客等が国等である場合にあつては、当該国等の名称、所在地その他の当該国等を特定するに足りる事項）」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第三条第三項又は第四項の規定により当該各項に規定する場所にあてて、取引関係文書を送付することにより本人確認を行った」を「本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより、第五条第三項若しくは第十一条第二項の規定により当該各項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は第五条第四項若しくは第十一条第三項の規定により第五条第四項第三号若しくは第十一条第三項第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付した」に、「場所の確認の際に提示を受けた書類」を「本人確認書類又は補完書類」に、「書類を」を「本人確認書類又は補完書類を」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第三条第二項」を「本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより第五条第二項（第十一条第一項において準用する場合を含む。）」に、「

確認の際に提示を受けた書類」を「本人確認書類又は補完書類」に、「書類を」を「本人確認書類又は補完書類を」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「本人確認の」を「顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認の」に改め、「本人確認書類」の下に「又は補完書類」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「本人確認」を「顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「本人確認」を「取引時確認」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 第十三条第一項第二号に掲げる方法において本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は本人確認書類若しくはその写し若しくは補完書類若しくはその写しの送付を受けたときは、当該提示又は当該送付を受けた日付

八 法第四条第一項第二号から第四号までに掲げる事項又は資産及び収入の状況の確認を行ったときは、確認を行った事項に応じ、確認を行った日付

第十条第二項中「本人確認記録」を「確認記録」に、「前項各号」を「同項各号」に改め、同条第三項中「第一項第十二号から第十六号まで」を「第一項第十四号から第十九号まで及び第二十一号から第二十

三号まで」に、「本人確認記録」を「確認記録」に、「第一項第三号」を「同項第三号」に、「を別途記録し」を「の記録を別途作成し」に改め、同条を第十七条とする。

第九条の見出し中「本人確認記録」を「確認記録」に改め、同条第一号中「本人確認記録（次号に規定する添付資料を含む。第十一条第二項において同じ。）」を「確認記録」に改め、「（次号口に掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）」を削り、同条第二号中「ハまで」を「ホまで」に、「応じて」を「応じ、それぞれ」に、「本人確認記録」を「文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（口に掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録」に改め、同号イ中「第三条第一項第一号ハ」を「第五条第一項第一号ハ（第十一条第一項において準用する場合を含む。）」に、「本人確認を」を「本人特定事項の確認を」に改め、同号ロ中「第三条第一項第一号ホからトまで」を「第五条第一項第一号ホからトまで（これらの規定を第十一条第一項において準用する場合を含む。）」に、「本人確認」を「本人特定事項の確認」に改め、同号ハ中「第三条第二項各号に掲げる書類」を「本人確認書類若しくは補完書類」に、「同項」を「第五条第二項（第十一条第一項において準用する場合を含む。）」に、「若しくは本店」を「又は本店」に改め、「又は同条第三項若しくは第四項の規定により当該各項に規定する場所

の確認を行ったとき」を削り、「確認に用いた書類」を「本人確認書類若しくは補完書類」に改め、同号に次のように加える。

ニ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより、第五条第三項若しくは第十一条第二項の規定により当該各項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は第五条第四項若しくは第十一条第三項の規定により第五条第四項第三号若しくは第十一条第三号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

ホ 本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けることにより第十三条第一項第二号に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

第九条に次の一項を加える。

2 前項第二号に掲げる方法において確認記録に添付した添付資料は、当該確認記録の一部とみなす。
第九条を第十六条とする。

第八条中「第十二条第九号」を「第十四条第六号」に改め、同条第六号中「第八条第一項第一号イ」を「第七条第一項第一号イ」に改め、同条第七号中「第二条第四号」を「第三条第四号」に改め、同条第九号中「第八条第一項第一号リ」を「第七条第一項第一号リ」に改め、同条第十号中「第八条第一項第一号カ」を「第七条第一項第一号カ」に改め、同条を第十五条とする。

第七条の見出し中「本人確認」を「取引時確認」に改め、同条第一項中「第十一条第一項に」を「第十三条第二項に」に、「みなし顧客等」を「その代表者等」に、「令第十二条第三号に掲げるもの」を「人格のない社団又は財団」に、「本人確認記録（住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他これらに準ずるものが記録されているものに限る。以下この条において同じ。）」を「確認記録」に、「第十四条第一号」を「第二十一条第一号」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号及び第二号中「本人確認記録」を「確認記録」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、特定事業者は、顧客等又は代表者等と面識がある場合その他の顧客等が確認記録に記載されている顧客等と同一であることを確認したものとすることができる。

第七条を第十四条とする。

第六条を次のように改める。

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法）

第六条 法第四条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認の方法は、次の各号に掲げる方法とする。この場合において、同条第二項第一号に掲げる取引に際して当該確認（第一号に掲げる方法が第二号口に掲げる方法によるもの（関連取引時確認が、同項に規定する取引に際して行われたものであつて、第一号に掲げる方法が第二号口に掲げる方法によるものである場合におけるものを除く。）を除く。）を行うときは、関連取引時確認において用いた本人確認書類（その写しを用いたものを含む。）及び補完書類（その写しを用いたものを含む。）以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの少なくとも一を用いるものとする。

一 第五条又は第十一条に規定する方法

二 次のイ又はロに掲げる前号に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める方法

イ 第五条第一項第一号イからニまで（これらの規定を第十一条第一項において準用する場合を含む。）

。）、第二号並びに第三号イ及びロに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）若しくは補完書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けて当該本人確認書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）を第十六条第一項第二号に掲げる方法により確認記録に添付する方法

ロ 第五条第一項第一号ホからトまで（これらの規定を第十一条第一項において準用する場合を含む。）及び第三号ハに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写しの送付を受けて当該本人確認書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）を第十六条第一項第二号に掲

げる方法により確認記録に添付する方法（当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等又は当該代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該方法に加え、当該顧客等又は当該代表者等から、当該記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書類若しくはその写しの送付を受けて当該補完書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）を同号に掲げる方法により確認記録に添付する方法）

2 法第四条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による同条第一項第二号及び第三号に掲げる事項の確認の方法は、第八条及び第九条に規定する方法とする。

3 法第四条第二項の規定による同条第一項第四号に掲げる事項の確認の方法は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類又はその写し及び当該各号に掲げる法人に実質的支配者がある場合にあつては、当該実質的支配者の本人確認書類又はその写し（当該本人確認書類又はその写しに当該実質的支配者の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該本人確認書類又はその写し及び当該記載がある当該実質的支配者の補完書類又はその写し）を確認する方法とする。

一 第十条第二項第一号に掲げる法人 株主名簿、金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書その他これらに類する当該法人の議決権の保有状況を示す書類

二 第十条第二項第二号に掲げる法人 次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては特定事業者が確認する日において有効なものに、その他のものにあつては特定事業者が確認する日前六月以内に作成されたものに限る。）のいずれか

イ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人を代表する権限を有している者を証する書類）

ロ イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人を代表する権限を有している者を証するもの

ハ 外国に本店又は主たる事務所を有する法人にあつては、イ及びロに掲げるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該法人を代表する権限を有している者を証するもの

4 法第四条第二項の規定による資産及び収入の状況の確認の方法は、次の各号に掲げる顧客等の区分に

応じ、それぞれ当該各号に定める書類又はその写しの一又は二以上を確認する方法とする。

一 自然人である顧客等 次に掲げる書類

イ 源泉徴収票（所得税法第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票をいう。）

ロ 確定申告書

ハ 預貯金通帳

ニ イからハまでに掲げるもののほか、これらに類する当該顧客等の資産及び収入の状況を示す書類

ホ 当該顧客等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む

。）に係るイからニまでに掲げるもの

二 法人である顧客等 次に掲げる書類

イ 貸借対照表

ロ 損益計算書

ハ イ及びロに掲げるもののほか、これらに類する当該法人の資産及び収入の状況を示す書類

第六条を第十三条とする。

第五条第一項中「第四条第一項」を「第四条第一項第一号」に、「特定取引」を「特定取引等」に、「応じて」を「応じ、」に改め、同項第一号中「第八条第一項第一号タ」を「第七条第一項第一号タ」に改め、同条第二項中「以下」を「第十七条第一項第二十四号において」に、「第四条第一項」を「第四条第一項第一号」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の五条を加える。

（取引を行う目的の確認方法）

第八条 法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法のうち同条第一項第二号に掲げる事項に係るものは、当該顧客等又はその代表者等から申告を受ける方法とする。

（職業及び事業の内容の確認方法）

第九条 法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法のうち同条第一項第三号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 自然人又は人格のない社団若しくは財団である顧客等 当該顧客等又はその代表者等から申告を受

ける方法

二 法人である顧客等（次号に掲げる者を除く。） 当該法人の次に掲げる書類（ハに掲げる書類及び有効期間又は有効期限のないニに掲げる書類にあつては特定事業者が確認する日前六月以内に作成されたものに、有効期間又は有効期限のあるニに掲げる書類にあつては特定事業者が確認する日において有効なものに限る。）のいずれか又はその写しを確認する方法

イ 定款（これに相当するものを含む。次条第二項第一号において同じ。）

ロ イに掲げるもののほか、法令の規定により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの

ハ 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の事業の内容を証する書類）

ニ ハに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の事業の内容の記載があるもの

三 外国に本店又は主たる事務所を有する法人である顧客等 前号に定めるもののほか、次に掲げる書

類のいずれか又はその写しを確認する方法

イ 外国の法令の規定により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの

ロ 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該法人の事業の内容の記載があるもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては特定事業者が確認する日において有効なものに、その他のものにあつては特定事業者が確認する日において有効なものに、その他のものにあつては特定事業者が確認する日前六月以内に作成されたものに限る。）

（実質的支配者の確認方法等）

第十条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第四号に掲げる事項に係るものは、当該顧客等の代表者等から申告を受ける方法とする。

2 法第四条第一項第四号に規定する主務省令で定める者（以下「実質的支配者」という。）は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 株式会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項

に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社その他のその法人の議決権（会社法第三百八条第一項その他これに準ずる同法以外の法令（外国の法令を含む。）の規定により行使することができないとされる議決権を含み、同法第四百二十三条第一項に規定する役員等（会計監査人を除く。）の選任及び定款の変更に関する議案（これらの議案に相当するものを含む。）の全部につき株主総会（これに相当するものを含む。）において議決権を行使することができない株式（これに相当するものを含む。以下この号において同じ。）に係る議決権を除く。以下この号において同じ。）が当該議決権に係る株式の保有数又は当該株式の総数に対する当該株式の保有数の割合に応じて与えられる法人（定款の定めにより当該法人に該当することとなる法人を除く。） 当該法人の議決権の総数の四分の一を超える議決権を有している者（他の者が当該法人の議決権の総数の二分の一を超える議決権を有している場合を除く。）

二 前号に掲げる法人以外の法人 当該法人を代表する権限を有している者

（代表者等の本人特定事項の確認方法）

第十一条 法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定又は同条第四項（同条第一

項に係る部分に限る。)の規定による代表者等の本人特定事項の確認の方法については、第五条第一項(同項第一号に係る部分に限る。)及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条第一項第一号イ		第五条第一項第一号ロ	
当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等	提示(同条第一号へに掲げる書類(一)を限り発行又は発給されたものを除く。ロにおいて同じ。) の代表者等からの提示を除く。)	当該顧客等又はその代表者等	当該顧客等の
当該代表者等から当該代表者等	提示	当該代表者等	当該代表者等の
次条第一号ロ	次条第一号ロ、へ	次条第一号ロ	次条第一号ロ

		提示（同号へに掲げる書類の提示にあつては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）		提示	
第五条第一項第一号ハ		当該顧客等との	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等の	当該代表者等の
第五条第一項第一号ニからトまで		当該顧客等の	当該顧客等の	当該代表者等の	当該代表者等の
第五条第二項		当該顧客等の	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等の	当該代表者等の
		当該顧客等が	当該顧客等が	当該代表者等が	当該代表者等が

2 特定事業者は、前項において準用する第五条第一項第一号ロからニまでに掲げる方法により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該代表者等の住居に代えて、当該代表者等から、当該代表者等に係る顧客等（国等（人格のない社団又は財団、令第十四条第四号に掲げるもの及び第十五条第六号から

第十号までに掲げるものを除く。)に限る。次項第三号において同じ。)の本店等若しくは営業所若しくは当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けて当該本人確認書類若しくはその写し(特定事業者が作成した写しを含む。)若しくは当該補完書類若しくはその写し(特定事業者が作成した写しを含む。)を第十六条第一項第二号に掲げる方法により確認記録に添付するとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

3 特定事業者は、第一項において準用する第五条第一項第一号口又はハに掲げる方法により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することとに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

一 当該特定事業者の役職員が、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該代表者等の住居に赴いて当該代表者等に取り関係文書を交付する方法(次号に規定する場合を除く。)

二 当該特定事業者の役職員が、当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載さ

れている当該代表者等の住居に赴いて当該代表者等に取り関係文書を交付する方法（当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用いて第一項において準用する第五条第二項の規定により当該代表者等の現在の住居を確認した場合に限る。）

三 当該特定事業者の役職員が、当該代表者等に係る顧客等又は当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の本店等若しくは営業所又は当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所に赴いて当該代表者等に取り関係文書を交付する方法（当該代表者等から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けて当該本人確認書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）若しくは当該補完書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）を第十六条第一項第二号に掲げる方法により確認記録に添付する場合に限る。）

4 第一項の代表者等は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に該当することにより当該顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等をいうものとする。

一 顧客等が自然人である場合 次のいずれかに該当すること。

イ 当該代表者等が、当該顧客等の同居の親族又は法定代理人であること。

ロ 当該代表者等が、当該顧客等が作成した委任状その他の当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることを証する書面を有していること。

ハ 当該顧客等に電話をかけることその他これに類する方法により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが確認できること。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、特定事業者（令第十三条第一項第一号に掲げる取引にあつては、同号に規定する他の特定事業者。次号ホ及び第十四条第二項において同じ。）が当該顧客等と当該代表者等との関係を認識していることその他の理由により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが明らかであること。

二 前号に掲げる場合以外の場合（顧客等が人格のない社団又は財団である場合を除く。） 次のいずれかに該当すること。

イ 前号ロに掲げること。

ロ 当該代表者等が、当該顧客等が発行した身分証明書その他の当該顧客等の役職員であることを示

す書面（当該代表者等の氏名の記載があるものに限る。）を有していること。

ハ 当該代表者等が、当該顧客等の役員として登記されていること。

ニ 当該顧客等の本店等若しくは営業所又は当該代表者等が所属すると認められる官公署に電話をかけることその他これに類する方法により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが確認できること。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、特定事業者が当該顧客等と当該代表者等との関係を認識していることその他の理由により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが明らかであること。

（法第四条第一項に規定する取引に際して行う確認の方法の特例）

第十二条 第五条、第八条、第九条、第十条第一項及び前条の規定にかかわらず、特定事業者は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認を行うことができる。ただし、取引の相手方が当該各号に規定する取引時確認若しくは相当する確認に係る顧客等若しくは代表者等

になりすましている疑いがある取引又は当該取引時確認若しくは相当する確認が行われた際に当該取引時確認若しくは相当する確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等若しくは代表者等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等又は代表者等を含む。）との間における取引を行う場合は、この限りでない。

一 令第七条第一項第一号ハからヨまで及びソに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引のうち、特定の預金又は貯金口座における口座振替の方法により決済されるものにあつては、当該口座が開設されている他の特定事業者が当該預金又は貯金口座に係る同項第一号イに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等について取引時確認を行い、かつ、当該取引時確認に係る確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようとする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。）

二 令第七条第一項第一号ハからヨまで及びソに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引のうち、法第二条第二項第三十八号に規定するクレジットカード等を使用する方法により決済されるものにあつては、当該クレジットカード等を交付し、又は付与した他の特定事業者が当該クレジットカード

カード等に係る令第七条第一項第三号に定める取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等について取引時確認（前号に掲げる方法によるものを除く。）を行い、かつ、当該取引時確認に係る確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようとする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。）

三 当該特定事業者が、法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認に相当する確認（当該確認について確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等又は代表者等については、第十四条に定める方法に相当する方法により既に当該確認を行っていることを確認するとともに、当該記録を確認記録として保存する方法

2 前条第四項の規定は、前項各号に掲げる方法により代表者等の本人特定事項の確認を行う場合に準用する。

第四条中「応じて」を「応じ、」に改め、同条第一号イ中「特定取引」を「特定取引等」に改め、同号ロ中「、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票

に登録された事項を証する書類をいう。)」を削り、同号ホ中「道路交通法」を「運転免許証等(道路交通法)に改め、「運転免許証」の下に「及び同法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書をいう。」を加え、「外国人登録証明書」を「出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書」に改め、同号へ中「はり付けた」を「貼り付けた」に改め、同条第二号中「。以下この号において同じ」を削り、同条第四号中「記載の」を「記載が」に改め、同条を第六条とする。

第三条の見出しを「(顧客等の本人特定事項の確認方法)」に改め、同条第一項中「犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「法」という。)」を「法」に改め、「で定める方法」の下に「のうち同項第一号に掲げる事項に係るもの」を加え、「(同項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人(以下「みなし顧客等」という。))を含む。以下同じ。))又は代表者等(同条第二項に規定する代表者等をいう。以下同じ。))」を削り、同項第一号中「除く。))又は代表者等」を「除く。))」に改め、同号イ中「又は代表者等から」を「又はその代表者等から当該顧客等の」に改め、「当

該顧客等の」を削り、同号口中「又は代表者等から」を「又はその代表者等から当該顧客等の」に改め、「当該顧客等の」を削り、「又は代表者等の住居にあてて」を「の住居に宛てて」に、「又は代表者等との」を「との」に改め、同号ハ中「代表者等から」を「その代表者等から当該顧客等の」に、「又は第四号」を「若しくは第四号」に改め、「（法第二条第二項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）」を削り、「第九条の規定により本人確認記録（法第六条第一項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。）」を「第十六条第一項第二号に掲げる方法により確認記録」に、「又は代表者等の住居にあてて」を「の住居に宛てて」に改め、同号ニ中「名あて人」を「名宛人」に、「第十条第一項第一号」を「第十七条第一項第一号」に、「第九号」を「第十一号」に、「事項を」を「事項を当該」に改め、「又は代表者等」を削り、同号ホ中「又は代表者等」を削り、「特定取引（法第四条第一項に規定する特定取引をいう。以下同じ。）」を「特定取引等」に改め、同号ヘ及びト中「又は代表者等」を削り、「特定取引」を「特定取引等」に改め、同号チ及びリを削り、同項第二号中「第四条第一項」を「第四条第一項第一号」に、「第五条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に、「特定取引」を「特定取引等」に改め、同項第三号口中「第九条の規定により本人確認記録」を「第十六条第一項第二号に掲げる方法により確認記録」に

、「あてて」を「宛てて」に改め、同号ハ中「及び当該」を「並びに当該」に、「特定取引」を「特定取引等」に改め、同号ニを削り、同条第二項中「顧客等又は代表者等について」を削り、「本人確認を」を「本人特定事項の確認を」に、「当該顧客等若しくは代表者等から提示若しくは送付を受けた本人確認書類若しくは」を「当該本人確認書類又は」に改め、「記載されている」を削り、「若しくは代表者等の住居若しくは」を「の現在の住居又は」に改め、「が現在のものでないとき又は当該顧客等若しくは代表者等から提示若しくは送付を受けた旅券等若しくはその写しに当該顧客等若しくは代表者等の住居」を削り、「代表者等から、次に掲げる書類（」を「その代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、」に、「記載の」を「記載が」に、「」のいずれか」を「以下「補完書類」という。」に、「又は当該書類」を「又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類」に、「受けて当該書類」を「受けて当該本人確認書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）若しくは当該補完書類」に、「第九条の規定により本人確認記録」を「第十六条第一項第二号に掲げる方法により確認記録」に、「又は代表者等の」を「の」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号口若しくはハ又は第三号口に規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

第三条第二項第一号を削り、同項第二号中「（前号に掲げるものを除く。）」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「（第一号に掲げるものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「（第一号に掲げるものを除く。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「顧客等又は代表者等が」を「当該顧客等が」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第一号に掲げるもののほか、」を削り、「同号に掲げる」を「本人確認書類のうち次条第一号又は第二号に定める」に改め、「又は代表者等」を削り、同号を同項第五号とし、同条第三項中「、法人である顧客等について」を削り、「本人確認を」を「本人特定事項の確認を」に、「において、当該本人確認書類又はその写しに記載されている」を「においては、」に、「前項各号に掲げる書類（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれか」を「当該顧客等の代表者等から、当該顧客等の営業所であると認められる場所の記載がある当該顧客等の本人確認書類若

しくは補完書類」に、「又は当該書類」を「又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類」に、「受けて当該書類」を「受けて当該本人確認書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）若しくは当該補完書類」に、「第九条の規定により本人確認記録」を「第十六条第一項第二号に掲げる方法により確認記録」に、「書類又はその写しの記載により当該顧客等の営業所であると認められる場所にあてて」を「場所に宛てて」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「本人確認を」を「本人特定事項の確認を」に、「おいて」を「おいては」に、「より、」を「より」に、「次に掲げるいずれかの方法」を「次の各号に掲げる方法のいずれか」に改め、同項第一号中「本人確認書類」を「、当該本人確認書類」に、「又は代表者等の」を「の」に、「又は代表者等に」を「（法人である場合にあつては、その代表者等）」に、「こと。」を「方法（次号に規定する場合を除く。）」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 当該特定事業者の役職員が、当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に赴いて当該顧客等（法人である場合にあつては、その代表者等））に取引関係文書を交付する方法（当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用いて第二項

の規定により当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認した場合に限る。
）。

第三条第五項に次の一号を加える。

三 当該特定事業者の役職員が、当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の営業所であると認められる場所に赴いて当該顧客等の代表者等に取り関係文書を交付する方法（当該顧客等の代表者等から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けて当該本人確認書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）若しくは当該補完書類若しくはその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）を第十六条第一項第二号に掲げる方法により確認記録に添付する場合に限る。）

第三条中第五項を第四項とし、第六項を削り、同条を第五条とする。

第二条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第一号中「以下」を「次条第一項第三号口において単に」に改め、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 信託契約であつて、当該信託契約に基づき株券を取得する行為が金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。次号において「定義府令」という。）第十六条第一項第七号の二イからへまでに掲げる全ての要件に該当するもの

六 信託契約であつて、次に掲げる全ての要件に該当するもの

イ 発行会社等（株券の発行会社又はその被支配会社等（定義府令第六条第三項に規定する被支配会社等をいう。）若しくは関係会社（定義府令第七条第二項に規定する関係会社をいう。）をいう。ハにおいて同じ。）を委託者とする金銭の信託契約であつて、当該信託契約に係る信託の受託者が当該発行会社の株券を取得し、又は買い付けるものであること。

ロ 対象従業員（定義府令第十六条第一項第七号の二イ(1)に規定する対象従業員をいう。以下ロにおいて同じ。）の勤続年数、業績、退職事由その他の事由を勘案して定められた一定の基準に応じて当該信託契約に係る信託の受託者が取得し、若しくは買い付けた当該発行会社の株券又は当該株券の売却金の交付を行うことを定める規則（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十九条の規定により届け出たものに限る。）に基づき、対象従業員若しくは対象従業員であつた者又は

これらの者の相続人その他の一般承継人に当該株券又は当該売却代金の交付を行うものであること。
ハ 当該信託契約に基づく信託金の払込みに充てられる金銭の全額を発行会社等が拠出するものであること。

ニ 当該信託契約に係る信託の受託者に新株予約権が付与される場合にあつては、当該新株予約権の全てが発行会社により付与されるものであること。

第二条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引)

第四条 令第七条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げる取引とする。

一 令第七条第一項第一号ハ又はニに掲げる取引のうち、次に掲げるもの

イ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十三条の二第二項の規定に係る契約の締結又は同項の規定による信託に係る信託行為若しくは信託法（平成十八年法律第百八号）

第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関

係の成立

ロ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四百四十三条の二第一項に規定する顧客区分管理信託に係る契約の締結又は同項に規定する顧客区分管理信託に係る信託行為若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立

ハ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十六条第一項に規定する発行保証金信託契約の締結又は同項に規定する発行保証金信託契約若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該発行保証金信託契約に係る信託の受益者との間の法律関係の成立

ニ 資金決済に関する法律第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約の締結又は同項に規定する履行保証金信託契約若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該履行保証金信託契約に係る信託の受益者との間の法律関係の成立

ホ 商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）第九十八条第一項第一号及び第九十八条の三第一項第一号の規定による信託に係る契約の締結又はこれらの規定による信

託に係る信託行為若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立

二 令第七条第一項第一号ホ、へ又はチに掲げる取引のうち、保険契約（同号トに規定する保険契約をいう。以下同じ。）又は共済に係る契約（同号へに規定する共済に係る契約をいう。以下同じ。）であつて次に掲げるものに係るもの

イ 年金（人の生存を事由として支払が行われるものに限る。ロにおいて同じ。）、満期保険金、満期返戻金又は満期共済金を支払う旨の定め（ロにおいて「満期保険金等の定め」という。）がないもの（期間の限定がなく、人の死亡を事由として支払が行われるものであつて、かつ、保険料又は共済掛金を一時に払い込むことを内容とするものを除く。）

ロ 満期保険金等の定めがあるものうち、当該保険契約又は共済に係る契約に基づき払い込まれる保険料（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十三条第一項第四号（同令第六十条）において準用する場合を含む。）に規定する既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を含む。）又は共済掛金（既契約の責任準備金、返戻金の額その他の

被共済者のために積み立てられている額を含む。）の総額の百分の八十に相当する金額が年金、満期保険金、満期返戻金及び満期共済金の金額の合計を超えるもの（同令第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（同令第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。）、同令第五百三十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約並びに特別の勘定に属するものとして経理される財産の価額により共済金その他の給付金の金額が変動する共済に係る契約その他これに準ずる共済に係る契約を除く。）

三 令第七条第一項第一号トに掲げる取引のうち、次に掲げるものに係るもの

イ 前号イ又はロに掲げるもの

ロ 適格退職年金契約、団体扱い保険（保険契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を保険料とするものをいう。第十五条第八号において同じ。）若しくは保険業法施行規則第八十三条第一号イからホまで若しくは同号リからヲまでに掲げる保険契約又はこれらに相当する共済に係る契約

四 令第七条第一項第一号リに掲げる取引のうち、金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金

融商品市場若しくは同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場又はこれらに準ずる有価

証券の売買若しくは同法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引を行う外国（金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場において、当該市場における取引に参加できる資格に基づき、当該市場の取引に参加して行うもの

五 令第七条第一項第一号リ又はルに掲げる取引のうち、特定事業者及び日本銀行の間で行われるもので、日本銀行において振替決済がされるもの

六 令第七条第一項第一号カに掲げる取引のうち、次に掲げるもの

イ 特定事業者及び日本銀行の間で行われるもので、日本銀行において振替決済がされるもの

ロ 第二号イ若しくはロ又は第三号ロに掲げるものに基づくもの

ハ 法第二条第二項第三十八号に規定する利用者たる顧客が同号に規定するクレジットカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務の提供の事業を営む者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務の提供の事業を営む者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する取引に係るもの

七 令第七条第一項第一号タに掲げる取引のうち、次に掲げるもの

イ 令第七条第一項第一号タに規定する無記名の公社債の本券又は利札を担保に提供するもの

ロ 国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入に係るもの

ハ 現金の受払いをする取引で為替取引又は令第七条第一項第一号タに規定する自己宛小切手の振出しを伴うもののうち、顧客等の預金又は貯金の受入れ又は払戻しのために行うもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

ニ 現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものであって、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又はその代表者等の、法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十号に掲げる特定事業者（以下「特定金融機関」という。）の例に準じた取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

八 令第七条第一項第一号ネに掲げる取引のうち、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十九条の二第三項本文（同法第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。））におい

て準用する場合を含む。）、第二百二十七条の六第三項本文、第三百三十一条第三項本文（同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第六百六十七条第三項本文（同法第二百七十六条（第三号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）及び第九百九十六条第三項本文（同法第二百七十六条（第四号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する申出による口座の開設に係るもの

九 令第七条第一項第一号イ、リ、ル、カ、ネ又はラに掲げる取引のうち、特定通信手段（特定事業者及び日本銀行並びにこれらに相当する者で外国に本店又は主たる事務所を有するもの（以下この号において「外国特定事業者」という。）の間で利用される国際的な通信手段であつて、当該通信手段によつて送信を行う特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を特定するために必要な措置が講じられているものとして金融庁長官が指定するものをいう。）を利用する特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を顧客等とするものであつて、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われるもの（外国特定事業者との取引については、金融庁長官が指定する国又は地域に本店又は主た

る事務所を有するものとの取引を除く。）

十 令第七条第一項第二号に定める取引のうち、賃貸人が賃貸を受ける者から一回に受け取る賃貸料の額が十万円以下のもの

十一 令第七条第一項第五号に定める取引のうち、代金の支払の方法が現金以外のもの

十二 令第七条第一項第六号に定める取引のうち、次に掲げるもの

イ 電話を受けて行う業務に係るものであって、電話による連絡を受ける際には法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する役務を提供する業務を行う者であることが容易に判別できる商号その他の文言を明示する旨をその内容に含む契約の締結（当該内容が当該契約に係る契約書に記載されている場合に限る。）

ロ 電話（ファクシミリ装置による通信を含む。）を受けて行う業務であって、商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品、権利若しくは役務を提供する契約についての申込みの受付若しくは締結を行う業務に係る契約の締結

十三 令第七条第一項各号に定める取引のうち、次に掲げるもの

イ 国又は地方公共団体を顧客等とし、当該取引の任に当たっている当該国又は地方公共団体の職員が法令上の権限に基づき、かつ、法令上の手続に従い行う取引であつて、当該職員が当該権限を有することを当該国若しくは地方公共団体が証明する書類又はこれに類するものが提示され又は送付されたもの

ロ 破産管財人又はこれに準ずる者が法令上の権限に基づき行う取引であつて、その選任を裁判所が証明する書類又はこれに類するものが提示され又は送付されたもの

2 令第九条に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げる取引とする。

- 一 令第九条に規定する特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のうち、任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第二条第一号に規定する任意後見契約の締結
- 二 前号に規定する特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のうち、前項第十三号イ又はロに掲げる取引

第一条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（定義）

第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定事業者 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する特定事業者をいう。

二 顧客等 法第二条第三項に規定する顧客等をいう。

三 本人特定事項 法第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。

四 関連取引時確認 法第四条第二項第一号イに規定する関連取引時確認をいう。

五 特定取引等 法第四条第四項に規定する特定取引等をいう。

六 国等 法第四条第五項に規定する国等をいう。

七 代表者等 法第四条第六項に規定する代表者等をいう。

八 取引時確認 法第四条第六項に規定する取引時確認をいう。

九 確認記録 法第六条第一項に規定する確認記録をいう。

十 取引記録等 法第七条第三項に規定する取引記録等をいう。

十一 特定受任行為の代理等 法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項に規定する特定受任行為

の代理等をいう。

附則第五条の表第十四条第六号の項中「第十四条第六号」を「第二十一条第六号」に改め、同表第十四条第七号イの項上欄中「第十四条第七号イ」を「第二十一条第七号イ」に改め、同項中欄中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同項下欄中「第十条」を「第九条」に、「第十七条第一項各号列記以外の部分」を「第二十四条第一項各号列記以外の部分」に改め、同表第十四条第一項各号列記以外の部分の項中「第十七条第一項各号列記以外の部分」を「第二十四条第一項各号列記以外の部分」に改め、同表第十七条第二項の項中「第十七条第二項」を「第二十四条第二項」に改める。

附則第六条を削る。

別記様式第一号から別記様式第五号までを次のように改める。

殿

事業者名

代表者名

印

疑わしい取引の届出について

犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

※届出通番(記入しないこと)			
届出特定事業者			
届出番号	(年) —	(番号)	部署名・営業所・代理店等名称
役職			担当者名
本店 〒・所在地			
営業所・代理店等 〒・所在地			
電話番号			内線番号
顧客等に関する情報			
フリガナ			
氏名(法人名)			
フリガナ			
通称・異名等			
個人・法人の別	生年月日(設立日)		性別
国籍	在留資格		
電話番号			
電子メールアドレス等			
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
職業(事業内容)			
勤務先名 (その他の連絡先)	勤務先の事業内容		
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
届出理由			
ガイドライン番号	捜査機関等からの照会の有無		
備考			

- 備考
- 1 届出書は、顧客等ごとに作成すること。ただし、預貯金口座等の継続的取引関係に係る名義を複数有している顧客等については、取引名義ごとに作成すること。
 - 2 別記様式第2号に取引時確認に関する事項及び別記様式第3号に取引に関する事項を記入して添付すること。取引時確認に関する事項については、本届出書を提出する際に確認している事項を記入すること。
 - 3 全て西暦で記入すること。
 - 4 「届出番号」の届出年は、届出年月日の届出年と一致させ、歴年で記入すること。また、届出番号は、毎年1月1日以降の最初のものを「1」とすること。
 - 5 漢字表記の氏名（外国人の氏名を含む。）は、姓と名との間に間隔を置くこと。
 - 6 外国人の氏名は、原則としてアルファベット表記で記入すること。アルファベット表記のほかに漢字表記もある場合は、アルファベット表記を「氏名（法人名）」に、漢字表記を「通称・異名等」に記入すること。この場合において、アルファベット表記は該当する漢字のまとまりごとに間隔を置いて記入すること。
 - 7 勤務先、性別、国籍、在留資格その他の事項については、取引の申込書の記載、本人確認書類の写し、窓口担当者からの聴取等を参考として、可能な限り記入すること。
 - 8 「電話番号」は、住居、携帯電話、事務所等複数の連絡先がある場合には、全て記入すること。
 - 9 「電子メールアドレス等」は、電子メールアドレスその他インターネット等を利用した連絡先に係る事項を記入すること。
 - 10 「届出理由」欄は、取引の状況、顧客等の態様、疑わしいとの判断の要素等を可能な限り具体的に記入すること。記入欄に書ききれない場合は、別紙として続きを添付すること。
 - 11 「ガイドライン番号」は、各行政庁が示した疑わしい取引の届出の参考事例（ガイドライン）における番号を記入すること。
 - 12 「捜査機関等からの照会の有無」は、法第12条第1項に規定する検察官等からの照会の有無を記入すること。
 - 13 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号(第22条関係)

顧客等及び関係者の取引時確認に関する事項

顧客等(個人・法人)の本人確認書類			
本人確認書類の種別1		書類番号1	
本人確認書類の種別2		書類番号2	
本人確認書類の種別3		書類番号3	
代表者・取引担当者・代理人・その他関係者に関する事項			
フリガナ			
氏名			
生年月日・性別		関連内容	
特定取引等の任に当たっていると認められた理由			
国籍		在留資格	
電話番号			
電子メールアドレス等			
〒・住所			
ビル名等			
勤務先名(その他の連絡先)		勤務先の事業内容	
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
本人確認書類の種別1		書類番号1	
本人確認書類の種別2		書類番号2	
実質的支配者に関する事項			
フリガナ			
氏名(法人名)			
個人・法人の別		生年月日(設立日)	性別
実質的支配者の有無の確認方法			
国籍		在留資格	
電話番号			
電子メールアドレス等			
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
勤務先名(その他の連絡先)		勤務先の事業内容	
〒・住所(所在地)			
ビル名等			
本人確認書類の種別1		書類番号1	
本人確認書類の種別2		書類番号2	
資産及び収入の状況に関する情報			
確認に用いた資料の種別			
資産及び収入の状況			
備考			

- 備考
- 1 顧客等が同一名義で複数の支店に口座を有する場合等は、この様式を口座等ごとに作成すること。
 - 2 「本人確認書類の種別」は運転免許証、住民基本台帳カード等の種別を記入し、「書類番号」は本人確認書類の番号を記入すること。本人特定事項の確認を行っていないものは、不要、未済、不明等の別を記入すること。
 - 3 「代表者・取引担当者・代理人・その他関係者」は、法第4条第6項の規定により自然人に限られていることに留意すること。
 - 4 「関連内容」は、代表者、取引担当者、代理人、続柄その他の顧客等との関連内容を記入すること。
 - 5 「実質的支配者に関する事項」欄は、次のとおり記入すること。
 - (1) 「実質的支配者の有無の確認方法」は、申告による確認を行った場合はその旨を記入し、書類による確認を行った場合は当該確認に用いた書類の種別を記入すること。
 - (2) 「本人確認書類の種別」及び「書類番号」は、申告による確認を行った場合は、空欄とすること。
 - 6 代表者・取引担当者・代理人・その他関係者又は実質的支配者の数が2以上の場合は、この様式を複数作成して添付すること。
 - 7 「資産及び収入の状況」は、資産及び収入の種類を記入し、金銭の場合はその額を、金銭以外の場合は取引時点の（推定）時価換算額を記入すること。
 - 8 1から7までのほか、別記様式第1号の備考に記載のある事項については、この様式の作成についても同様とすること。

取引に関する事項

継続的取引関係に関する事項			
継続的取引関係の有無の別		営業所・代理店等名称	
営業所・代理店等 〒・所在地			
取引(口座等)種類		顧客(口座等)番号	
開始年月日		取引の申込み方法	
取引を行う目的			
疑わしい取引に関する事項			
重要取引			
当該取引の成立・未成立の別			
当該取引年月日			
当該取引の取扱店	特定事業者名称		
	営業所・販売店等名称		
	営業所・販売店等 〒・所在地		
当該取引に関する情報	取引形態		
	業務内容		
	取引を行う目的		
	決済方法		
	取引金額		
	通貨単位		
	両替後の通貨単位		
	手形・証券、金地金等の動産の種別		
	手形・証券、金地金等の動産の番号		
	不動産の種別		
	不動産の地番		
	その他(特徴等)		
預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合	個人・法人の別		
	フリガナ		
	(被)仕向先の氏名(法人名)		
	銀行、クレジットカード会社等の種別		
	銀行、クレジットカード会社等の名称		
	営業所・代理店等名称		
	口座・クレジットカード等種類		
	口座・クレジットカード等番号		
	送金先(元)国名		
当該取引の際に使用した通称・異名等			
備考			

- 備考
- 1 預貯金口座その他の継続的取引関係に基づく個別の取引についてこの様式を作成する場合は、別記様式第2号を作成した口座等ごとに作成及び添付すること。
 - 2 多数の取引がある場合は、この様式を複数作成して添付すること。
 - 3 多数の取引について届け出る場合であって、取引記録等の写しを添付する場合は、主要な取引を除き、当該写しに記載のある取引については記入しないことができること。
 - 4 「継続的取引関係に関する事項」欄は、預貯金その他の口座の開設、クレジットカード等の交付その他顧客等との継続的取引の開始（既に取引時確認を行っている顧客等としての取扱いの開始を含む。）をした際に記録した事項を記入すること。
 - 5 「営業所・代理店等名称」は取引を開始した営業所、代理店等の名称を記入し、「営業所・代理店等所在地」は当該営業所、代理店等の住所を都道府県名から記入すること。
 - 6 「取引（口座等）種類」は、証券、商品先物その他の取引の種別を記入すること。なお、預貯金契約の締結の場合は、普通口座、当座口座、決済用口座等の種別を記入すること。
 - 7 「開始年月日」は、継続的取引の開始年月日を記入すること。
 - 8 「取引の申込み方法」は、窓口、郵送、インターネット等の種別を記入すること。
 - 9 「重要取引」欄は、重要な取引に○印を記入すること。
 - 10 「営業所・販売店等名称」は、個別の取引を行った営業所、代理店、販売店等の名称を記入すること。クレジットカード等に係る取引の場合は、商品の販売、役務の提供等を行った事業者及び店舗の名称を記入すること。「営業所・販売店等所在地」は、当該営業所等の住所を都道府県名から記入すること。
 - 11 「取引形態」は、窓口、訪問、インターネット、ATM等の種別を記入すること。
 - 12 「決済方法」は、現金、口座振替、クレジットカード等その他の種別を記入すること。
 - 13 「取引金額」は、金銭の場合はその額を記入すること。金銭以外の場合は、取引時点の（推定）時価換算額を記入すること。
 - 14 「その他（特徴等）」は、宝石のカラット数・デザイン、外国の有価証券に関する特徴等を記入すること。
 - 15 「預貯金口座・クレジットカードを利用して行われた場合」欄は、次のとおり記入すること。

- (1) 銀行等の場合、別記様式第1号の顧客等以外の（被）仕向先（送金先（元））を記入すること。
 - (2) 銀行等以外の事業者（クレジットカード等の発行者を除く。）の場合、顧客等の利用した預貯金口座、クレジットカード等を記入すること。
 - (3) クレジットカード等の発行者の場合、顧客等の利用した預貯金口座を記入すること。
- 16 1 から15までのほか、別記様式第1号の備考に記載のある事項については、この様式の作成についても同様とすること。

別記様式第4号（第22条関係）

年 月 日

殿

事業者名

代表者名

印

所在地

部署・担当者

電話番号

電磁的記録媒体提出票

犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条第1項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第22条第1項に規定する届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出します。

電磁的記録媒体に記録されている顧客等の氏名又は名称

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

表 面

号	第	号
<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定による 立入検査をする職員の身分証明書</p>		
写	所属部局	日生
真	官 職	月
印 又は 刻印	氏 名	日交付
	発行者名	印

裏 面

犯罪による収益の移転防止に関する法律（抄）

（立入検査）

第十五条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をすする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 4 （略）

（国家公安委員会の意見の陳述）

第十八条 （略）

2 国家公安委員会は、前項の規定により意見を述べると必要な限度において、特定事業者に対しその業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又は相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。

3 前項の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、同項の調査を行うため特に必要があることを認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。この場合においては、第十五条第二項から第四項までの規定を準用する。

4・5 （略）

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 （略）

二 第十五条第一項若しくは第十八条第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（備考） 用紙の大きさは、日本工業規格B 8 とすること。

(疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第二条 疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則(平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第四条及び第五条中「第十五条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十五年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第二条の改正規定(「以下」を「次条第一項第三号口において単に」に改める部分及び同条を第三条とする部分を除く

。)
公布の日

二 第一条中規則第四条第一号ホの改正規定（「道路交通法」を「運転免許証等（道路交通法）」に改め、「運転免許証」の下に「及び同法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書をいう。」）を加える部分に限る。）及び規則附則第六条を削る改正規定並びに附則第五条の規定 平成二十四年四月一日

三 第一条中規則第四条第一号ロの改正規定及び同号ホの改正規定（「道路交通法」を「運転免許証等（道路交通法）」に改め、「運転免許証」の下に「及び同法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書をいう。」）を加える部分を除く。）並びに附則第四条の規定 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。同条において「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）

（顧客等について既に確認を行っていることを確認する方法）

第二条 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（以下「整備令」という。）第六条第二項、第七条第二項、第九条第二項及び第十

条第二項に規定する主務省令で定める方法については、第一条の規定による改正後の規則（以下「新規規則」という。）第十四条の規定を準用する。

（犯罪による収益の移転に用いられるおそれがない取引に関する経過措置）

第三条 整備令第一条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（附則第六条第一項において「新令」という。）第七条第一項第一号タに掲げる取引のうち、現金の受払いをする取引で、為替取引を伴うもの（商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものに限る。）であつて、当該支払を受ける者により、施行日前に、当該支払を行う顧客等（改正法による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「新法」という。）第二条第三項に規定する顧客等をいう。以下同じ。）又はその代表者等（新法第四条第六項に規定する代表者等をいう。以下同じ。）の、改正法による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第二条第二項第一号から第十五号まで及び第二十八号の二に掲げる特定事業者の例に準じた旧法第四条第一項の規定による本人確認（附則第六条第一項において単に「本人確認」という。）並びに旧法第六条第一項に規定する本人確認記録（附則第六条第一項において単に「本人確認記録」という。）の作成及び保存に相当す

る措置が行われているものに対する新規則第四条第一項第七号の規定の適用については、なお従前の例による。

（外国人登録原票の写し等に関する経過措置）

第四条 新規則第四条の規定の適用については、外国人登録原票の写し及び外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。）は、入管法等改正法の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、同条第一号ロに掲げる書類とみなす。

2 新規則第六条の規定の適用については、中長期在留者（入管法等改正法第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）が所持する外国人登録証明書又は特別永住者（入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者をいう。）が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間又は入管法等改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間は、それぞれ新規則第六条第一号ホに規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

3 施行日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「新規則第六条の」とあるのは「新規則第四条の」と、「新規則第六条第一号ホ」とあるのは「新規則第四条第一号ホ」とする。

(運転経歴証明書に関する経過措置)

第五条 平成二十四年四月一日前に交付された道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書に対する新規則第六条の規定の適用については、なお従前の例による。

2 施行日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「新規則第六条」とあるのは、「新規則第四条」とする。

(新法第四条第一項に規定する取引に際して行う確認の方法の特例に関する経過措置)

第六条 新規則第五条、第八条、第九条、第十条第一項及び第十一条の規定にかかわらず、特定事業者(新法第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる特定事業者をいう。以下この項において同じ。)は、新令第七条第一項第一号ハからヨまで及びソに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引のうち、次の各号に掲げる方法により決済されるものに際して行う新法第四条第一項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第四項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定による確認(

当該顧客等又はその代表者等について当該各号に規定する他の特定事業者が施行日以後の取引の際に取引時確認（同条第六項に規定する取引時確認をいう。）を行っていない場合におけるものを除く。）については、当該各号に定める方法により行うことができる。ただし、当該他の特定事業者との間で、あらかじめ、これらの方法を用いることについて合意をしている場合に限り、取引の相手方が当該各号に規定する他の特定事業者が行っている確認に係る顧客等若しくは代表者等になりすましている疑いがある取引又は当該確認が行われた際に当該確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等若しくは代表者等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等又は代表者等を含む。）との間における取引を行う場合は、この限りでない。

一 特定の預金又は貯金口座における口座振替の方法 次のイからハまでに掲げる当該口座が開設されている他の特定事業者が当該口座に係る整備令第一条の規定による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（次号において「旧令」という。）第八条第一項第一号イに掲げる取引に際して当該顧客等又はその代表者等について行っている確認の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める方法

イ 本人確認 当該他の特定事業者が当該本人確認を行い、かつ、当該本人確認に係る本人確認記録を保存していることを確認し、及び目的等確認を行う方法

ロ 本人確認及び新法第四条第一項（同項第一号に係る部分を除く。）の規定による確認に相当する確認 当該他の特定事業者がこれらの確認を行い、かつ、これらの確認に係る本人確認記録及び新法第六条第一項に規定する確認記録に相当する記録（以下この項において「相当確認記録」という。）を保存していることを確認する方法

ハ 新法第四条第一項の規定による確認に相当する確認（ロに掲げる確認を除く。） 当該他の特定事業者が当該相当する確認を行い、かつ、当該相当する確認に係る相当確認記録を保存していることを確認する方法

二 新法第二条第二項第三十八号に規定するクレジットカード等を使用する方法 次のイからハまでに掲げる当該クレジットカード等を交付し、又は付与した他の特定事業者が当該クレジットカード等に係る旧令第八条第一項第三号イに掲げる取引に際して当該顧客等又はその代表者等について行っている確認の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める方法

イ 本人確認（第一条の規定による改正前の規則第三条第一項第一号に規定する方法によるものを除く。ロにおいて同じ。） 当該他の特定事業者が当該本人確認を行い、かつ、当該本人確認に係る本人確認記録を保存していることを確認し、及び目的等確認を行う方法

ロ 本人確認及び新法第四条第一項（同項第一号に係る部分を除く。）の規定による確認に相当する確認（新規則第十二条第一項第一号に規定する方法に相当するものを除く。） 当該他の特定事業者がこれらの確認を行い、かつ、これらの確認に係る本人確認記録及び相当確認記録を保存していることを確認する方法

ハ 新法第四条第一項の規定による確認に相当する確認（新規則第十二条第一項第一号に規定する方法に相当する方法によるもの及びロに掲げる確認を除く。） 当該他の特定事業者が当該相当する確認を行い、かつ、当該相当する確認に係る相当確認記録を保存していることを確認する方法

2 前項各号に規定する「目的等確認」とは、顧客等（新法第四条第五項に規定する国等（人格のない社団又は財団を除く。）を除く。）との取引に際し、同条第一項第二号から第四号までに掲げる事項について新規則第八条、第九条及び第十条第一項に規定する方法（当該顧客等が人格のない社団又は財団である場

合にあつては、新法第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について新規則第八条及び第九条に規定する方法）により行う確認をいう。

3 新規則第十一条第四項の規定は、第一項各号に定める方法により代表者等の本人特定事項の確認を行う場合に準用する。

（改正法附則第二条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する新法第四条第一項の規定による確認の方法）

第七条 改正法附則第二条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する新法第四条第一項の規定による確認については、新規則第八条、第九条、第十条第一項、第十一条及び第十二条並びに前条の規定を準用する。